

平成26年度 第1回 帯広市健康生活支援審議会 議事録

日 時：平成26年8月25日（月）19：00～

場 所：市役所 本庁舎10階 第6会議室

（社会課長）

本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、米沢市長より委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。

【 委嘱状交付 】

それでは、審議会開催にあたりまして、米沢市長より挨拶を申し上げます。

（帯広市長）

みなさんこんばんは。

本日は大変お忙しい中かつ夜分にもかかわらず、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

皆様には日頃から、市政運営に対しまして大変ご尽力・ご協力を賜っておりますことを、この場を借りまして、まず心から厚くお礼を申し上げる次第であります。

ただいま、委員そして専門委員としての委嘱をさせていただきました。

お引き受けをいただきまして、誠にありがとうございます。

当審議会でございますけれども、帯広市の保健・福祉・医療の総合的な調査・審議を行い、関係者や市民の意見を施策に反映させるための合議機関として、平成14年の8月に設置をさせていただきました。

これまでに地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をはじめといたしまして、数多くの市の重要な施策につきまして、ご審議をいただいております。

その中心となります第六期の帯広市総合計画でございますが、平成22年の4月にスタートをしております。毎年、政策・施策評価という検証を行いながら、市民と行政が力を合わせて個性と魅力あるまちづくりに取り組んできているところでございます。

特に社会福祉の分野は、少子高齢化または核家族化の進行と個人の生活様式の多様化などを背景といたしまして、社会福祉に関するニーズがますます複雑化してきております。

市民と関係福祉団体、行政との連携のほか、地域住民同士による見守りであったり、支えあい又は助け合いなどのより一層、その重要性が増してきているところであります。

行政といたしましては、社会環境や人口構造の変化も踏まえまして、社会福祉、生活の充実に取り組んでまいらなければならないというふうを考えているところでございます。

皆様には今後2年間に渡りまして、総合的かつ専門的なご観点からご審議をいただきますけれども、本市の社会福祉の推進のためにぜひ皆様のお力、そして知見をお借りしたいとよろしく願いいたしまして、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

（社会課長）

市長におきましては他に用務がございますので、ここで退席させていただきます。

続きまして、職員の紹介をさせていただきます。

お手元にお配りしております資料4に、保健福祉部・こども未来部の課長補佐職以上の職員名簿を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

この場におきましては、課長職以上の職員をご紹介します。

【 保健福祉部職員紹介 】

【 こども未来部職員紹介 】

1 開会

(社会課長)

それでは、ただいまより、平成26年度第1回「帯広市健康生活支援審議会」を開会させていただきます。

審議会委員23名中21名出席

配布資料一覧

資料1 平成25年度 第2回帯広市健康生活支援審議会議事録

資料2 帯広市健康生活支援審議会委員名簿

資料3 帯広市健康生活支援審議会専門委員名簿

資料4 保健福祉部・こども未来部管理職員名簿

資料5 帯広市健康生活支援審議会の概要

資料6 帯広市地域福祉計画の概要

資料7 平成26年度予算総括表

資料8 その他の議題資料

帯広市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例(素案)

帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(素案)

【 会長選出 】

【 副会長選出 】

2 会議

(1) 平成25年度 第2回帯広市健康生活支援審議会議事録の確認

(会長)

それでは会議に入らせていただきます。

はじめに議題の1番目であり、平成25年度第2回会議の議事録の確認についてでございますが、この議事録はこの場でご確認いただいた後、公開される予定になっております。

これに関しまして、何かご質問・ご意見があればお受けいたしますのでよろしくお願いいたします。

【質疑応答 なし】

(会長)

よろしいでしょうか。

では、ご承認いただいたということで、そのように公開させていただきます。

(2) 委員・専門委員の健康生活支援審議会専門部会への指名

(会長)

続きまして、議題の2番目です。

「審議会の専門部会への所属について」を議題といたします。

審議会の専門部会に所属する委員及び専門委員は、施行規則第3条第2項の規定により、会長が指名するということですので、指名させていただきます。

事務局の方、所属名簿のお渡しをお願いいたします。

【資料配布】

(会長)

よろしいですか。皆さんに配布終わりましたか。

所属はご覧の通りです。

地域医療推進部会は、私、稲葉以下9名、

健康づくり支援部会には、井出委員以下8名、

児童育成部会には、真井委員以下10名、

障害者支援部会には、細川委員以下10名、

高齢者支援部会には、大江委員以下9名の方々

をそれぞれ指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

(3) 帯広市健康生活支援審議会の概要について

(会長)

続きまして、議題の3番目です。「健康生活支援審議会の概要について」を議題といたします。

事務局の方から、説明よろしくをお願いいたします。

(社会課長)

それでは、健康生活支援審議会の概要をご説明させていただきます。座って説明させていただきます。資料5をご覧ください。

健康生活支援審議会は平成13年に策定いたしました帯広市健康生活支援システム基本計画に基づきまして、それまでの帯広市社会福祉審議会、帯広市地域医療協議会及び帯広市介護保険運営協議会を廃止、統合し、平成14年8月に設置をいたしました。

この審議会は、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援に関する施策を総合的、計画的に推進するための市長の附属機関でございます。

審議会の構成ですが、25人以内の委員で構成する組織としており、今期の委員は23名となっております。

ます。また、専門部会を設置しまして、地域医療、健康づくり、児童、障害、高齢者に関わる施策等について、専門的に審議を行うため、審議会委員と専門委員で構成をしております。

専門委員についても、25人以内ではありますが、今期は23名となっております。なお、委員・専門委員の任期は2年でございます。

資料2ページ目には、昨年度の会議の開催概要を記載しております。昨年度は、児童育成部会において「帯広市子ども・子育て支援事業」の審議があったことから4回の開催となっておりますが、他の部会においてはいずれも2回の開催となっております。

審議内容は、各分野の計画策定、24年度の決算や26年度予算、計画の点検評価などとなっております。

この審議会で扱う保健福祉部や子ども未来部に関わる計画は、5ページ目、審議会条例施行規則第2条に定めていますとおり、帯広市地域福祉計画、けんこう帯広21、おびひろ子ども未来プラン、帯広市子ども・子育て支援事業計画、帯広市障害者計画、帯広市障害福祉計画、帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、帯広市アイヌ施策推進計画があります。

これらの計画については、7ページの運営要領の第2条にあります。それぞれの計画を所掌する各部会において、毎年、それらの計画の点検評価を行っております。

また、これらの計画の策定や見直しにあたりましては、審議会に意見を聴くこととなっております。それぞれの部会に計画の策定や見直しに関する審議を委任しているところでございます。

最後に、今年度の審議会の予定でございますが、2ページ下段に記載していますとおり、今年度は、この後、2回程度の開催を見込んでございまして、開催時期については、11月と明年2月を予定しております。

議題といたしましては、第二期地域福祉計画策定にかかる審議等のほか、11月には決算の状況、2月には予算の説明等といたしまして、開催してまいりたいと考えてございます。

この他、各部会もそれぞれ議事に応じて開催されますので、部会におきましても、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

審議会の説明は以上であります。

(会長)

ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、なにかご質問があればお受けいたしますので、よろしく申し上げます。

【質疑応答 特になし】

よろしいですか。意見がなければ、健康生活支援審議会の概要についての議題はこれで終了いたします。

(4) 各計画の概要について

(会長)

続きまして、議題の4番目です。「帯広市地域福祉計画の概要について」を議題といたします。事務局から説明よろしくお願いたします。

(社会課長)

はい。それでは資料6をご覧ください。

帯広市地域福祉計画の概要・計画の策定について、ご説明申し上げます。

現行の計画期間が本年度をもって終了することから、引き続き、総合的かつ体系的な施策の推進を図るため、次期計画策定に向けた作業を行うものでございます。

本計画の目的と法的根拠は、社会福祉法に基づき、地域福祉推進の基本理念などを明らかにすると共に、幅広い連携による地域の支え合いによって、市民が地域の中で自立した生活を送ることができる社会の構築を目的とし、策定するものでございます。

計画の性格は、第六期帯広市総合計画の分野計画として、保健・福祉・医療の理念や施策の方向性などを示すものでありまして、高齢者福祉、障害福祉、子育て支援、健康づくりの各分野の地域福祉に関する施策を横断的に展開する計画でございます。

計画の期間は平成31年度までの5年間でございます。

資料6は現在の計画の内容を記してございます。

計画の内容といたしましては、「子どもから高齢者まで市民の誰もが住みなれた家庭や地域の中で、ともに支えあい、安心して生き生きと暮らすことができるまちづくり」をめざして、市民との協働のもと、関係機関と連携した取り組みを総合的に推進するものでありまして、北海道の計画と整合性を保った内容としてまいります。

策定スケジュールでございますが、市民アンケートのほか、関係団体等から意見交換会などを通じて広く市民意見の反映を図るとともに、この健康生活支援審議会における審議を経て、議会・厚生委員会へ随時説明をさせていただき、明年1月には計画原案を取りまとめ、パブリックコメントの実施をいたしまして、明年2月に成案とする予定でございます。

説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。これに関しまして、何かご意見・ご質問があればお受けいたします。

【質疑応答 特になし】

(会長)

いかがでしょうか。意見がなければ、この議題につきましてはこれで終了いたします。

(5) 平成26年度 保健福祉部・こども未来部の予算について

(会長)

それでは次に、平成26年度の保健福祉部・こども未来部予算についてを議題といたします。
事務局説明よろしく願いいたします。

(保健福祉部企画調整監)

はい。それでは私のほうから平成26年度予算について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それではお手元の資料7をご覧願いたいと思います。A3の大きいサイズの資料でございます。

こちらは平成26年度予算の総括表となっております。

ここには保健福祉部とこども未来部に関わります、一般会計と特別会計、こちら介護保険の会計になりますが、それらを記載しております。

それではまず、保健福祉部の6課ございますが、その一般会計の平成26年度予算額でございます。

当初予算と6月補正に分かれています。まず当初予算の方でございますが、表の下の方から6行目くらいに、保健福祉部総額（民生費＋衛生費）という欄がございます。

こちらの方合わせまして、177億567万円となっております。

次に特別会計の介護保険会計でございます。その下のほうにございます。

平成26年度の当初予算でございますが、121億7462万円となっております。

次に、ただいまの当初予算の右側、6月補正額ということで、保健福祉部に関わる補正予算の内容についてご説明させていただきます。

6月の補正予算の総額は1億3253万6千円でございます。これら、最初の当初予算と合わせまして、178億3820万6千円で、平成25年度当初予算と比較いたしますと、7億1075万円の増となっております。率に直しますと、4.1%の増となっております。

私ども、保健福祉部の予算ですが、帯広市の一般会計に占める保健福祉部の予算の割合といたしましては、平成25年度が22.0%でした。それに対しまして、平成26年度22.4%と、割合にしますとおおむね、横ばいに推移している所でございます。

なお、民生費なのですが、今年度に限りの事業である臨時福祉給付金事業費として、5億2810万4千円がこの中に含まれていることを申し添えさせていただきます。

続きまして、資料の7-2及び7-3、6月補正の主な事業別内訳書にうつらせていただきます。こちらA4版の横版となっております。

まず、保健福祉部関係予算、民生費についてであります。

資料の7-2になります。

こちらの方、生活困窮者自立支援法の成立に伴いまして、平成27年4月から必須となります。自立支援相談事業の円滑な実施に向けたモデル事業を実施するための増額分として、1381万7千円を計上しております。

次に福祉基金への寄附をいただいていたことによる増分として、5万6千円を計上しております。次に障害者の社会参加促進ということで、乗馬体験会の拡充のための増分として30万円を計上しております。

続きまして、第五期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき整備する介護保険施設の整備費補助のための増分として、4805万1千円を計上しております。

次に衛生費であります。こちらの方、資料の7-3でなります。

国の予防接種法の改正に伴いまして、平成26年10月より水痘ワクチン・成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施するための増分として、6746万円を計上しております。

次に健康都市おびひろの魅力発信として、全国健康都市めぐりの開催、スマートライフプロジェクトの推進、健康づくり連携プロジェクトのための増分として、285万2千円を計上しております。

以上が保健福祉部に関わります、6月補正予算の概要であります。

続きまして、こども未来部の予算の概要については担当の企画調整監からご説明申し上げます。

(こども未来部企画調整監)

はい。続きまして、こども未来部の予算についてご説明させていただきます。着席してご説明させていただきます。

同じく、お手元の資料A3版の資料7-1でございますけれども、こども未来部はこども課・子育て支援課・青少年課・児童会館の4課からなっております。

26年度の予算の総額は大きな枠の下の方でございます、こども未来部総額(民生費+衛生費)という欄でございますけれども、当初予算で86億1735万円、それから6月補正予算額、資料の7に記載してあります、保育士等処遇改善臨時特例事業と保育環境の整備の充実ということで3583万6千円を補正させていただきます。

合わせまして、86億5318万6千円でございます。

平成25年度の当初予算額と比較しまして、8645万7千円の増、率にしまして1.0%の増となっておりますけれども、今年度消費税の関係で臨時に実施しております子育て世帯臨時特例給付金2億1173万4千円を含んだ数字となっております、これを除きますと、84億4144万2千円となり、25年度の当初予算と比較しますと、1億2527万5千円の減、率にして1.5%の減となっておりますが、これにつきましては児童会館の耐震化の工事、これが終了したことが減額の大きな理由でございます。

子育て世帯臨時特例給付金を含めました、一般会計に占めます、こども未来部の割合は10.9%、昨年が11.0%ですので、ほぼ同じような割合となっております。

以上がこども未来部に關わります予算の概要でございます。

(稲葉会長)

それではただいまの説明につきまして、保健福祉部分とこども未来部分ですね、につきましてなにかご意見・ご質問があればお受けいたしますのでお願いいたします。これ、予算ですので大事なことなのでぜひあれば・・・

【質疑応答 特になし】

(会長)

いかがでしょうか。意見がなければ、平成26年度保健福祉部・こども未来部予算についての議題は終了させていただきます。

(6) その他

(会長)

続きまして、その他についての議題といたします。

事務局よりお願いいたします。

(高齢者福祉課長)

はい。私の方から資料8、2枚にございますが、その内「帯広市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例(素案)」について、ご説明いたします。座ってご説明いたします。

最初にこの1番目の条例制定の趣旨・目的でございます。

第三次地方分権一括法が平成25年6月に成立・公布されまして、介護保険法が一部改正されております。介護保険法に規定する基準におきまして、都道府県又は市町村に条例が委任されております。

内容につきましては、地域包括支援センターの包括的支援を実施するための必要なものに関する基準について市町村条例に委任されたことから、「帯広市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例」を制定するものでございます。

2の条例制定の基本的な考え方でございます。

現行の法令は目的達成に必要最低限の基準でありまして、包括支援センターは現行法令を厳守することで包括的支援業務を行っていることから、条例の概要は国の基準を基本に、市の実情を踏まえた条例といたします。

条例制定基準としては介護保険法の第115条の46第4項に包括的支援業務、第5項に職員の基準及び員数がございます。施行規則第140条の66に厚生労働省令として、保健師等の職員の資格や職員の員数を従うべき基準、その他の基準を参酌すべき基準としてございます。本市では中段の表の通り、①の保健師等の職員の配置や職種・人数に関する基準を従うべき基準、②の三職種が協働して、高齢者の状況や環境等に応じて、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むこと、③の包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切・公正かつ中立な運営の確保を参酌すべき基準として制定をするものでございます。

3のスケジュールでございます。本日厚生委員会で提案してございます。

この健康生活支援審議会、27日に予定しております地域包括支援センター運営協議会の意見を聴取した後、パブリックコメント、そして、結果につきましては運営協議会、厚生委員会、この審議会に報告いたしまして、12月議会に条例案を提出しまして、来年4月に条例施行としたいと考えてございます。

4の条例素案の概要は右側の表でございます。

右の表中の国の基準であります、規則140条の66をベースに素案を作成しますが、職員の基準に関わる員数のうち、中段の欄の(1)は小規模な市町村、及び(2)は合併市町村についてでございますので、本市の条件に該当しないので除きまして、従うべき基準とするほか、基本方針は本市の実情と相違ないので参酌すべき基準として、国の基準どおり制定するなどこれを条例の概要とするものでございます。

続きまして指定介護についてでございます。

(介護保険課長)

それでは、資料の8のA3版ですけれども、2枚目をご覧ください。介護保険課の方からご説明させていただきます。

資料のタイトルといたしましては、帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(素案)についてとなっております。まず、このタイトルにございます介護予防支援という言葉がございますけれども、この介護予防支援といいます部分なんです、介護認定を受けて、在宅サービスを受ける際、その際にはまず、ケアプランというのを作って、介護サービスを受けるという形になりますが、このケアプランを作る際に介護認定の介護度といいますのが1番軽い方で要支援の1、それから1番介護度の重い方でいきますと要介護の5という形になりますが、この介護度がつく内ですね、要介護の1から5の介護認定を受けた方につきましては、居宅介護支援事業者という形で一般にケアマネジャーさんがいらっしゃる事業所のことなんですけれども、そちらでケアプランを作るという形になりますが、要支援の1・2、こちらの認定を受けた方のケアプランにつきましては地域包括支援センターの職員が作ることでございまして、この要支援の1・2の方のケアプランを作る事業所のことを介護予防支援事業所という形で介護保険法で決まっております。この要支援1・2の方へのケアプランを作る介護予防支援等の基準につきまして

は、結果として地域包括支援センターに適用されるという形になります。

それでは条例制定の趣旨・目的等のご説明に移らせていただきます。

こちらにつきましても、先ほどの地域包括支援センターに関する条例と同様、第三次地方分権一括法によりまして、従来、国の基準に基づいて運用されていたものが市町村の条例で定めることとされたものでございます。

この資料の左下の方の表のすぐ上の2行なんですけれども、これが指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準という、長い名前の基準がございますけれども、この基準が現在、地域包括支援センターの職員の方がケアプランを作る際に人員等の定められている基となっている基準でございます。全文で32条ほどがございますけれども、この基準に基づいて現在、全国で運用されていると、この基準を市町村の条例として定めるというものでございます。この基準の中身は法令に基づきまして、従うべき基準と参酌すべき基準というものがございまして、帯広市が条例化するにあたりましてはこの資料の右上のほうになります。制定する条例（素案）の概要となっておりますが、現行の項目につきましてはすべて国の基準どおり、帯広市の条例として定めていくことを予定しております。追加する項目といたしまして、暴力団対策という部分がございます。帯広市暴力団排除条例というものがございまして、事業所を指定することにあたりましては暴力団を排除するという条文を条例に明文化することを考えてございます。条例制定のスケジュールでございますけれども、先ほどご説明させていただきました、地域包括支援センターの条例と並行して同時進行で作業を進めてまいり予定でございます。これら、条例案の説明につきましては帯広市におきまして新たに条例をするにあたりましては、広く市民の方のご意見を伺うということとなっております。今回におきましても皆様の意見をいただきたく、概要につきましてご説明させていただきました。説明は以上でございます。

（会長）

はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問があればお受けいたしますのでよろしくをお願いします。

【質疑応答 なし】

（会長）

いかがでしょうか。ないようですので、この議題につきましてはこれで終わりということにさせていただきます。

以上でこちらで用意した議題は以上ですけれども、全体を通しまして、何かご意見・ご質問あれば、挙手をお願いしますけれども、よろしいですか。

【質疑応答 なし】

それでは専門部会も次、控えておりますので、本日の審議会はこれで閉会とさせていただきます。また、事務局より少し連絡事項がありますので、もうちょっとお待ちになって下さい。

（社会課長）

はい、そうしましたら、3点ほどご連絡をいたします。

まず、次回の会議の開催につきましては11月下旬頃を予定してございます。改めてご案内をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に今回から新たに就任された方で、委員報酬の口座振込依頼をご提出いただいていない方は、こちらまでお持ちいただくようお願いいたします。

この後、8時をめぐりに専門部会を開催いたします。

行う会議室は

地域医療推進部会は第3会議室

健康づくり支援部会は第4会議室

児童育成部会は第5会議室A

障害者支援部会は第5会議室B

高齢者支援部会は第6会議室

となっております。

それぞれの所属部会のお部屋に移動をお願いします。

なお、高齢者支援部会につきましては、引き続き健康づくり支援部会との合同部会も開催いたします。

この会場で開催いたします高齢者支援部会につきましては、机の配置の会場整備を行いますので、恐れ入りますが、少しの間、ロビーでお待ち下さいますようお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。8時から次の専門部会が始まりますけども、とりあえずはこれで本日の生活支援審議会は閉会といたします。

どうもご苦労様でした。